

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第6部門第3区分  
【発行日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【公表番号】特表2015-520436(P2015-520436A)  
【公表日】平成27年7月16日(2015.7.16)  
【年通号数】公開・登録公報2015-045  
【出願番号】特願2015-505889(P2015-505889)  
【国際特許分類】

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 13/00 3 5 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月14日(2016.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウェブクライアントによって提供されるウェブサービスに関連するHTTP要求を生成するステップと、

前記HTTP要求を、トンネルサービスを実装するインターメディアリサーバに送信するステップと、

前記トンネルサービスから、前記HTTP要求に関連するHTTP応答を受信するステップと、

前記HTTP応答を処理するステップであって、前記HTTP応答は、前記ウェブクライアントによる前記ウェブサービスの実行結果に関連するデータ及び情報を含む、ステップと

を含む、方法。

【請求項2】

前記HTTP要求は、前記インターメディアリサーバに関連付けられるトンネルエンドポイントと、前記ウェブクライアントに関連付けられるトンネルIDと、前記ウェブサービスを識別し、かつ前記ウェブサービスによって処理されるべきデータ及び情報を含むペイロードとを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記の生成するステップ、送信するステップ、受信するステップ及び処理するステップは、クライアントコンピューティングデバイスを備える呼び出し元によって実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記の生成するステップ、送信するステップ、受信するステップ及び処理するステップは、ブラウザを備える呼び出し元によって実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記の生成するステップ、送信するステップ、受信するステップ及び処理するステップは、ブラウザを備える呼び出し元によって実行され、前記ウェブクライアントは別のブラウザを備える、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記の生成するステップ、送信するステップ、受信するステップ及び処理するステップ

は、2つのウェブブラウザ間のブラウザベースのチャットを実装するのに実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

少なくとも1つのプロセッサによって実行されると、該少なくとも1つのプロセッサに

トンネルサービスにおいて、呼び出し元からのHTTP要求を受信するステップであって、前記HTTP要求は、ウェブサービスをサポートするウェブクライアントに向けられたものである、ステップと、

前記HTTP要求をシリアル化するステップと、

前記シリアル化されたHTTP要求を要求構造にカプセル化するステップと、

前記カプセル化された要求構造を前記ウェブクライアントに送信するステップと、

前記トンネルサービスにおいて、前記ウェブクライアントからカプセル化された応答構造を受信するステップであって、前記カプセル化された応答構造は、前記ウェブサービスの実行に関連するデータ及び情報を含む、ステップと、

前記カプセル化された応答構造を処理してHTTP応答を提供し、該HTTP応答を前記呼び出し元に送信するステップであって、前記HTTP応答が前記データ又は情報を含む、ステップと

を含む方法を実行させる、コンピュータプログラム。

【請求項8】

前記カプセル化するステップは、前記シリアル化されたHTTP要求をJSON (Java Script Object Notation) にカプセル化することによって実行される、請求項7に記載のコンピュータプログラム。

【請求項9】

前記呼び出し元はブラウザを備える、請求項7に記載のコンピュータプログラム。

【請求項10】

前記呼び出し元及び前記ウェブクライアントのいずれもブラウザを備えない、請求項7に記載のコンピュータプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

この同じモデルを使用して、ウェブブラウザのようなクライアント側アプリケーションとサーバとの間のトランザクションは、クライアント側アプリケーションがHTTP GET要求を出して、サーバからの応答を受信することで動作することができる。しかしながら、同じことが逆の処理には当てはまらない可能性がある。特に、サーバは典型的に、HTTP GET要求やPOST要求をクライアント側アプリケーション又はウェブブラウザに出すことができない。というのも、多くの理由の中でも特に、ウェブブラウザが、典型的にウェブサーバを実行しないからである。もしウェブブラウザが実行したとしても、ファイアウォール又はネットワークアドレストランスレーション(NAT)デバイスのような他の機構は、実際に、そのようなトランザクションが行われるのを不可能にするであろう。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

図2は、本明細書で説明される技術を用いるように動作可能な例示的実装の環境200

の図である。図示される環境 200 は、コンピューティングデバイス 202、220 と、インターメディアリサーバ 230、240 と、インターメディアリサーバ 230、240 を通信可能にリンクするインターネットのようなネットワーク 250 とを含む。コンピューティングデバイス 202、220 は、上述のようなウェブサービスを実装するように構成される。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0084

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0084】

プラットフォーム 622 は、コンピューティングデバイス 602 を他のコンピューティングデバイスに接続するリソース及び機能を抽出する。プラットフォーム 622 は、リソースのスケールリングを抽象化して、スケールの対応するレベルを、プラットフォーム 622 を介して実装されるリソース 624 について生じた要求に提供するように機能することもある。したがって、相互接続されるデバイスの実施形態において、本明細書で説明される機能性の実装をシステム 600 にわたって分散してもよい。例えば機能性は、部分的にコンピューティングデバイス 602 内に実装されてもよく、クラウド 620 の機能性を抽象化するプラットフォーム 622 を介して実装されてもよい。